

ショートステイ あいむ 利用料

◆介護保険利用料（自己負担額）

ア 短期入所生活介護費

(単位/日)

区分	要介護度	介護サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	合計
従来型個室	要介護1	638	6	644
	要介護2	707	6	713
	要介護3	778	6	784
	要介護4	847	6	853
	要介護5	916	6	922
多床室	要介護1	638	6	644
	要介護2	707	6	713
	要介護3	778	6	784
	要介護4	847	6	853
	要介護5	916	6	922

イ 送迎加算

184単位/片道

必要と認められ、送迎を行う場合

ウ 療養食加算（1日3回を限度）

8単位/回

主治医の発行する処方箋に基づき療養食を提供する場合

エ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を限度）

200単位/日

認知症行動・心理症状により緊急に入所が必要と医師が判断した場合

オ 若年性認知症利用者受入加算

120単位/日

若年性認知症利用者を受け入れた場合

カ 在宅中重度受入加算

421単位/日

訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合

キ 減算

△ 30単位/日

連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合

ク 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護報酬総単位数 × 8.3%（加算率）（1単位未満の端数四捨五入）

※ 介護報酬総単位数は基本サービス費（ア）に各種加算（イ～カ）・減算（キ）を加えた1月あたりの総単位数

※ 介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する

ケ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

介護報酬総単位数 × 2.3%（加算率）（1単位未満の端数四捨五入）

※ 介護報酬総単位数は基本サービス費（ア）に各種加算（イ～カ）・減算（キ）を加えた1月あたりの総単位数

※ 介護職員等特定処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する

コ 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護報酬総単位数 × 1.6%（加算率）（1単位未満の端数四捨五入）

※ 介護報酬総単位数は基本サービス費（ア）に各種加算（イ～カ）・減算（キ）を加えた1月あたりの総単位数

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算は区分支給限度基準額算定対象から除外する

サ 地域区分（7級地）

10.17円/単位（計算時の小数点以下は切り捨て）

民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき地域区分が設定されるものであり、高松市の事業所においては、7級地に該当し、基本サービス（ア）に各種加算・減算（イ～コ）を加えた単位数に10.17を乗じたものが、指定サービスに要する費用の総額となります。

○介護保険利用料（1割負担の方）

※ 利用者の負担額（計算時の小数点以下は切り捨て）

サ = （指定サービスに要する費用総額）

サ × 0.9 = シ（指定サービスに要する費用総額の9割）

サ - シ = ス（利用者負担額）

○介護保険利用料（一定以上の所得者で2割負担の方）

※ 利用者の負担額（計算時の小数点以下は切り捨て）

サ = （指定サービスに要する費用総額）

サ × 0.8 = シ（指定サービスに要する費用総額の8割）

サ - シ = ス（利用者負担額）

○介護保険利用料（一定以上の所得者で3割負担の方）

※ 利用者の負担額（計算時の小数点以下は切り捨て）

サ = （指定サービスに要する費用総額）

サ × 0.7 = シ（指定サービスに要する費用総額の7割）

サ - シ = ス（利用者負担額）

※平成30年8月1日より介護保険制度の改正により、65歳以上の第1号被保険者のうち一定以上の所得がある方については2割負担又は3割負担になります。介護保険被保険者証と合わせて、介護保険負担割合証の提示をお願いします。

◆ 介護保険給付対象外サービス

(1) サービスの概要と利用料（自己負担額）

ア 滞在費と食費に係る費用

滞在と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

世帯が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。食費（昼食）はおやつ代を含みます。

利用者 負担段階	滞在費（円/日）		食費 （円/日）	
	多床室	従来型個室		
第1段階	0	320	300	(第1段階) 生活保護を受ける方など (第2段階) 世帯全員が非課税で課税年金収入と非課税年金収入及び合計所得金額合計が80万円以下
第2段階	370	420	600	
第3段階①	370	820	1,000	(第3段階①) 世帯全員が非課税で課税年金収入と非課税年金収入及び合計所得金額合計が80万円超120万円以下 (第3段階②) 世帯全員が非課税で課税年金収入と非課税年金収入及び合計所得金額合計が120万円超 (第4段階) 上記の段階以外
第3段階①			1,300	
第4段階	855	1,171	朝食 321	
			昼食 602	
			夕食 522	

イ レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（材料代等の実費をいただく場合があります。）

ウ 日常生活上必要となる諸費用

利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（理美容代2,000円、テレビレンタル代100円/日など）

ショートステイ あいむ 利用料

◆介護保険利用料（自己負担額）

ア 介護予防短期入所生活介護費

(単位/日)

区分	要介護度	介護サービス費	サービス提供体制強化 加算 (Ⅲ)	合計
従来 型 個	要支援1	474	6	480
	要支援2	589	6	595
多 床 室	要支援1	474	6	480
	要支援2	589	6	595

イ 送迎加算

184単位/片道

必要と認められ、送迎を行う場合

ウ 療養食加算（1日3回を限度）

8単位/回

主治医の発行する処方箋に基づき療養食を提供する場合

エ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を限度）

200単位/日

認知症行動・心理症状により緊急に入所が必要と医師が判断した場合

オ 若年性認知症利用者受入加算

120単位/日

若年性認知症利用者を受け入れた場合

カ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護報酬総単位数 × 8.3%（加算率）（1単位未満の端数四捨五入）

※ 介護報酬総単位数は基本サービス費（ア）に各種加算（イ～オ）・減算を加えた1月あたりの総単位数

※ 介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する

キ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

介護報酬総単位数 × 2.3%（加算率）（1単位未満の端数四捨五入）

※ 介護報酬総単位数は基本サービス費（ア）に各種加算（イ～オ）・減算を加えた1月あたりの総単位数

※ 介護職員等特定処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護報酬総単位数 × 1.6%（加算率）（1単位未満の端数四捨五入）

※ 介護報酬総単位数は基本サービス費（ア）に各種加算（イ～オ）・減算を加えた1月あたりの総単位数

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算は区分支給限度基準額算定対象から除外する

ケ 地域区分（7級地） 10.17円/単位（計算時の小数点以下は切り捨て）

民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき地域区分が設定されるものであり、高松市の事業所においては、7級地に該当し、基本サービス（ア）に各種加算（イ～ク）・減算を加えた単位数に10.17を乗じたものが、指定サービスに要する費用の総額となります。

○ 介護保険利用料（1割負担の方）

※ 利用者の負担額（計算時の小数点以下は切り捨て）

ケ = (指定サービスに要する費用総額)

ケ × 0.9 = コ (指定サービスに要する費用総額の9割)

ケ - コ = サ (利用者負担額)

○ 介護保険利用料（一定以上の所得者で2割負担の方）

※ 利用者の負担額（計算時の小数点以下は切り捨て）

$$ケ = (\text{指定サービスに要する費用総額})$$

$$ケ \times 0.8 = コ (\text{指定サービスに要する費用総額の8割})$$

$$ケ - コ = サ (\text{利用者負担額})$$

○ 介護保険利用料（一定以上の所得者で3割負担の方）

※ 利用者の負担額（計算時の小数点以下は切り捨て）

$$ケ = (\text{指定サービスに要する費用総額})$$

$$ケ \times 0.7 = コ (\text{指定サービスに要する費用総額の7割})$$

$$ケ - コ = サ (\text{利用者負担額})$$

※平成30年8月1日より介護保険制度の改正により、65歳以上の第1号被保険者のうち一定以上の所得がある方については2割負担又は3割負担になります。介護保険被保険者証と合わせて、介護保険負担割合証の提示をお願いします。

◆ 介護保険給付対象外サービス

(1) サービスの概要と利用料（自己負担額）

ア 滞在費と食費に係る費用

滞在と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

世帯が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

世帯が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。食費（昼食）はおやつ代を含みます。

利用者 負担段階	滞在費（円/日）		食費 （円/日）	
	多床室	従来型個室		
第1段階	0	320	300	(第1段階) 生活保護を受ける方など
第2段階	370	420	600	(第2段階) 世帯全員が非課税で課税年金収入と非課税年金収入及び合計所得金額合計が80万円以下
第3段階①	370	820	1,000	(第3段階①) 世帯全員が非課税で課税年金収入と非課税年金収入及び合計所得金額合計が80万円超120万円以下
第3段階②			1,300	(第3段階②) 世帯全員が非課税で課税年金収入と非課税年金収入及び合計所得金額合計が120万円超
第4段階	855	1,171	朝食 321	(第4段階) 上記の段階以外
			昼食 602	
			夕食 522	

イ レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（材料代等の実費をいただく場合があります。）

ウ 日常生活上必要となる諸費用

利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（理美容代2,000円、テレビレンタル代100円/日など）